

訴状

R 2年 7月 2日

参与員 XXXXXXXXXX

督促番号 う 139

この度、ご通達致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、裁判所に訴状が提出されましたことをご通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して戴く様お願いいたします。

東京法務管理局

最終取り下げ期日 令和 2年 7月 13日

お問い合わせ窓口 03-4574-6747

東京都千代田区霞が関1-2-1 受付時間9:00~20:00

注意 お車での来庁はお控えください 駐車場は使用できません

ハガキによる督促は詐欺です 法務局から通達がハガキで届くことは御座いません